

ヒートアイランド対策助成制度のご案内

ヒートアイランド対策助成制度の目的

この制度は、屋上緑化や壁面緑化、高反射率塗装等、空調室外機対策を実施していただける方に対し助成金を交付することにより、都市部のヒートアイランド現象緩和に寄与するとともに、地球温暖化防止・都市景観の向上など、良好な生活環境の保全及び改善を図ることを目的とした事業です。

助成の種類

ヒートアイランド対策助成制度では以下の対策を実施した方に対し、助成を行っています。

1

屋上緑化

屋上に樹木又は芝、多年草等を植栽した基盤※1を設置することをいいます。

2

壁面緑化

つる性植物や植栽基盤を、建物壁面を覆うように植栽することや、壁面に沿って高木※2を3本以上植栽することをいいます。

3

高反射率塗装等

(高反射率塗装、保水性パネル、日射調整フィルム・コーティング材)

屋上全面に、高反射率塗装※3を塗布することをいいます。

屋上全面に、保水性パネル※4を敷設することをいいます。

窓ガラスに、日射調整フィルムやコーティング材※5による対策を行うこといいます。

4

空調室外機対策

空調室外機の排熱を水の噴きつけ等によって抑制する装置※6を、室外機に取り付けることをいいます。

※1 プランターの場合は、容量100ℓ以上のものが対象です。

※2 高木とは通常の成木の高さが3m以上の樹木（植栽時はおおむね2m以上）をいいます。

※3 第三者機関において測定した日射反射率が、50%以上の製品が対象です。

※4 体積含水率30%以上、かつ東京都建築物環境計画書制度による試験方法で5時間以上にわたり表面温度を50℃以下の状態に保てることのできる製品が対象です。

※5 第三者機関における測定値が、遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(㎡/K)未満(コーティング材の場合は6.0W/(㎡/K)以下)の製品が対象です。

※6 環境省で行っている環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野(空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)で選定された技術を有する装置、または、これと同等以上の性能を有するものが対象です。

助成額

助成対象経費の1 / 2

助成額は、

または

のいずれか小さい額です。

下表に示す単位×助成単価

助成種別		単 位	助成単価	助成限度額
屋上緑化	固定基盤	緑化面積(m ²)	1万円/m ²	50万円
	プランター	設置基数(基)	1万円/基	
壁面緑化		緑化面積(m ²)	2,500円/m ²	50万円
高反射率塗装等		施工面積(m ²)	4,500円/m ²	30万円
空調室外機対策		装置設置数(基)	9万円/基	50万円

※助成は2種以上組み合わせることもできます。

その場合の助成金額は、種別ごとに算出した助成金額の合計額となります。

助成の対象、条件等

【共通】

- ・ 工事は申請を終え、交付決定されてから始めてください。決定前の工事に対しては助成できません。
- ・ 助成金は建物の所有者に対して交付されます。
- ・ 分譲マンションでの実施は管理組合等の承認が必要となります。
- ・ 国や地方公共団体等が行う類似の助成（*都心共同住宅供給事業補助、千代田区建築物共同住宅整備促進事業、再開発事業・緑化施設整備計画認定制度など。総合設計制度の屋上緑化による容積率などの割増を含む。）を受ける予定又はすでに受けている場合は、助成を受けることができません。
- ・ 施設は助成を受けてから5年間、適切な維持管理をしてください。
期間内に撤去した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- ・ 助成を受けた後5年間は、定期的に区に対し現況報告書を提出していただきます。
報告内容は、電気、ガス等のエネルギー使用量と、施設の現況が確認できる写真等です。

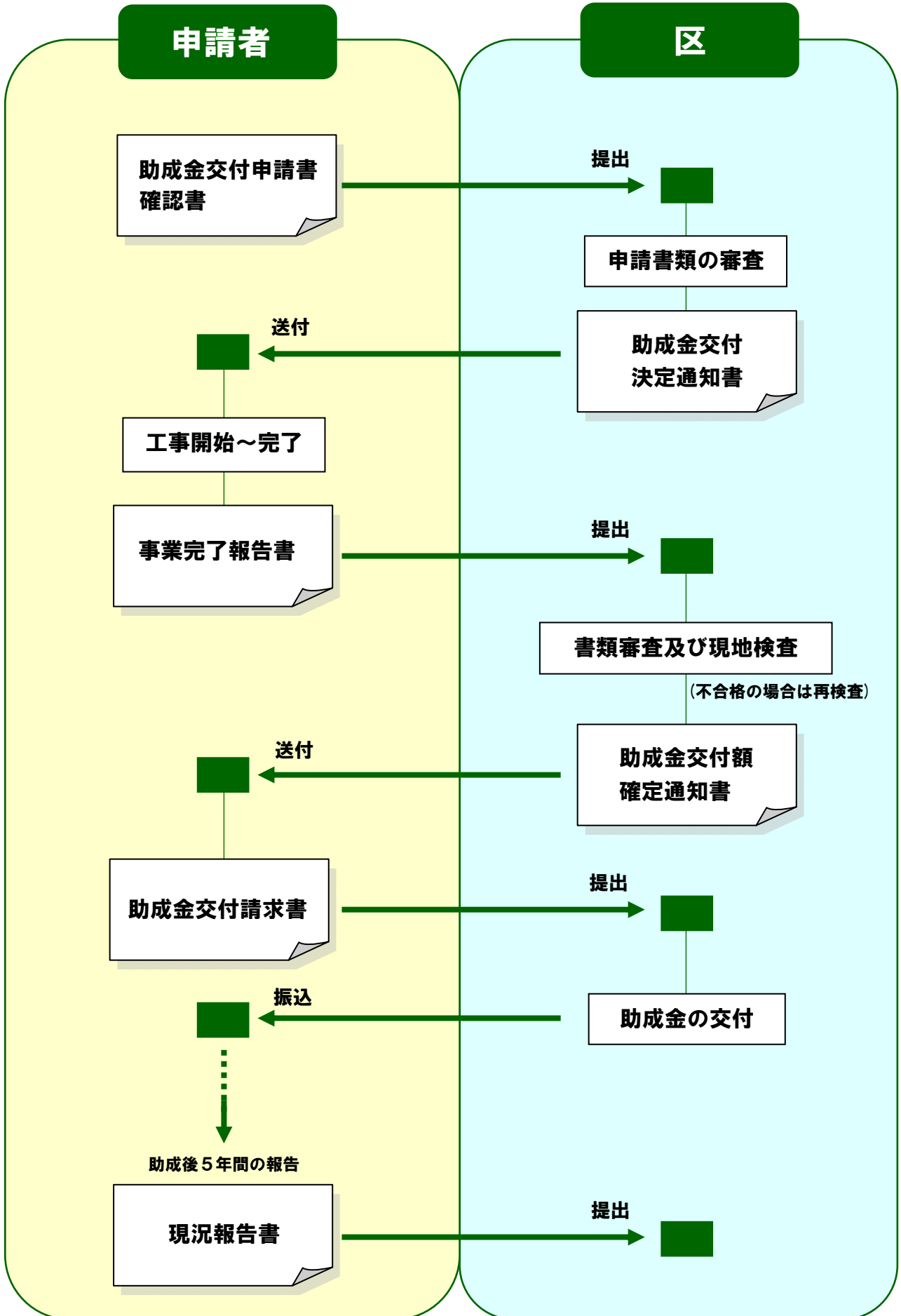
【屋上緑化・壁面緑化】

- ・ 「千代田区緑化推進要綱」で計画書提出の対象となっている建物は、要綱に定める基準を超える部分から助成対象となります。

【空調室外機対策】

- ・ 取り付ける空調機は製造から6年以内または設置から5年以内の製品に限ります。

手続きの流れ



ヒートアイランド対策助成制度 申請前のチェックポイント

共通する基本的事項

建物は千代田区内の民間施設である。	
申請者は建物の所有者である。	
業者と打合わせをして、見積もりを得ている。	
他の助成制度などを受けていない。または、受ける予定がない。	
屋上には、維持管理のための出入口や通路が確保されている。	

緑化に関する事項

千代田区緑化推進要綱の基準以上を緑化している。(敷地面積 250 m ² 以上の場合)	
土や植物が飛散しないよう密植する計画である。	
樹高の高い木に適した控えを取る計画である。	
飛散しやすい小砂利などを使わない計画である。	
日照、土壌厚、灌水設備、植栽間隔などの生育条件に適した植物を植える。	
根が壁面を侵食しないツル植物を植える。	
防水層、排水路、ドレーン等が破損又は老朽化していない。	
建物の耐荷荷重に余裕がある。又は補強を行う。	
屋上の防水性能は灌水に耐えられる。又は改良を行う。	

高反射率塗装等に関する事項

高反射率塗装や保水性パネルは屋上全面に実施する計画である。	
使用する塗料やパネル、フィルム等は要綱に規定された性能を満たす製品である。	

空調室外機対策に関する事項

設置する製品は、要綱に規定された性能を満たすものである。	
業者と打合わせをし、コスト計算や取り付けに関する注意事項を確認している。	

その他

助成を受けた場合、設置から5年間は適切な維持管理をする必要がある。	
助成を受けた後5年間は、現況報告書を区へ提出する必要がある。	

※助成を受ける計画等がありましたら、必ず事前に担当までご相談ください。